令和６年　第134回（定例）新　温　泉　町　議　会　会　議　録（第４日）

令和６年９月13日（金曜日）

議事日程（第４号）

令和６年９月13日　午前９時開議

日程第１　諸報告

日程第２　報告第11号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第３　報告第12号　専決処分の報告について
（専決第５号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

日程第４　議案第63号　新温泉町税条例の一部改正について

日程第５　議案第64号　新温泉町国民健康保険条例の一部改正について

日程第６　議案第65号　新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第７　議案第66号　町道歌長高山線法面修繕工事請負契約の締結について

日程第８　議案第67号　大庭財産区補助委員の選任について

日程第９　議案第68号　令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について

日程第10　議案第69号　令和６年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第11　議案第70号　令和６年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第12　議案第71号　令和６年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第13　議案第72号　令和６年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第14　議案第73号　令和６年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第15　議案第74号　令和６年度新温泉町水道事業会計補正予算（第２号）について

日程第16　議案第75号　令和６年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第２号）について

日程第17　認定第１号　令和５年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18　認定第２号　令和５年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19　認定第３号　令和５年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20　認定第４号　令和５年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21　認定第５号　令和５年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22　認定第６号　令和５年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23　認定第７号　令和５年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について

日程第24　認定第８号　令和５年度新温泉町水道事業会計決算の認定について

日程第25　認定第９号　令和５年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について

日程第26　認定第10号　令和５年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第１　諸報告

日程第２　報告第11号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第３　報告第12号　専決処分の報告について
（専決第５号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

日程第４　議案第63号　新温泉町税条例の一部改正について

日程第５　議案第64号　新温泉町国民健康保険条例の一部改正について

日程第６　議案第65号　新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第７　議案第66号　町道歌長高山線法面修繕工事請負契約の締結について

日程第８　議案第67号　大庭財産区補助委員の選任について

日程第９　議案第68号　令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について

日程第10　議案第69号　令和６年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第11　議案第70号　令和６年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第12　議案第71号　令和６年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第13　議案第72号　令和６年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第14　議案第73号　令和６年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第15　議案第74号　令和６年度新温泉町水道事業会計補正予算（第２号）について

日程第16　議案第75号　令和６年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第２号）に

について

日程第17　認定第１号　令和５年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18　認定第２号　令和５年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19　認定第３号　令和５年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20　認定第４号　令和５年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21　認定第５号　令和５年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22　認定第６号　令和５年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23　認定第７号　令和５年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について

日程第24　認定第８号　令和５年度新温泉町水道事業会計決算の認定について

日程第25　認定第９号　令和５年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について

日程第26　認定第10号　令和５年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

出席議員（16名）

１番　中　村　　茂君	２番　西　村　龍　平君
３番　澤　田　俊　之君	４番　米　田　雅　代君
５番　岡　坂　遼　太君	６番　森　田　善　幸君
７番　浜　田　直　子君	８番　河　越　忠　志君
９番　竹　内　敬一郎君	10番　重　本　静　男君
11番　岩　本　修　作君	12番　宮　本　泰　男君
13番　中　井　　勝君	14番　中　井　次　郎君
15番　小　林　俊　之君	16番　池　田　宜　広君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …… 島　木　正　和君　　書記 …… 中　家　　亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 西　村　銀　三君　　副町長 …… 西　村　　徹君

教育長	山本　真君	温泉総合支所長	小谷　豊君
牧場公園園長	嶋津　悟君	総務課長	中井勇人君
企画課長	水田賢治君	税務課長	石原通孝君
町民安全課長	村尾国治君	健康課長	朝野　繁君
福祉課長	松本　晃君	商工観光課長	福井崇弘君
農林水産課長	原　憲一君	建設課長	森田忠浩君
上下水道課長	谷岡文彦君	浜坂病院事務長	宇野喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	松岡宏典君	会計管理者	山本幸治君
こども教育課長	吉田博和君	生涯教育課長	西脇一行君
調整担当	谷口修一君	代表監査委員	島田信夫君

午前９時００分開議

○議長（池田　宜広君）　皆さん、おはようございます。

第１３４回新温泉町議会定例会４日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われております。その結果の報告並びに提出議案であります条例改正案、事件案、人事案及び補正予算案などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は１６名で、定足数に達しておりますので、第１３４回新温泉町議会定例会４日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第１　諸報告

○議長（池田　宜広君）　日程第１、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る９月６日の会議以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開かれておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

まず初めに、総務産建常任委員会が９月９日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君）　総務産建常任委員会の報告をいたします。

９月９日開催。牧場公園課、税務課、農林水産課、建設課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

牧場公園課は、報告事項１件です。令和６年度牧場公園工事進捗状況については、小展望台外壁改修工事と高圧電源ケーブル更新を実施するものです。

税務課は、報告事項２件です。１、令和６年度町税等徴収実績について。２の令和６年度町税等賦課状況については、町民税個人賦課概要、固定資産税賦課概要、軽自動車税賦課概要、国民健康保険税賦課概要についてであります。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は２件です。１、新温泉町税条例の一部改正について、２、令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）については、いずれも委員会として了承しました。

農林水産課は、報告事項３件です。１、第１９回新温泉町子牛共進会の開催について。２の第１回新温泉町地域資源循環施設整備検討委員会の開催については、家畜ふん尿処理対策委員会を設置し、家畜ふん尿処理の課題や耕畜連携を踏まえた堆肥利用等の課題を整理し、検討していくものです。３は、新温泉町森林・林業ビジョン策定の進捗状況です。町民向けアンケート調査結果が掲載されていますので、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は１件です。令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について。①但馬牧場公園スキー場リフト改修事業の債務負担行為の変更については、当初、スキー場リフト改修工事は２年計画でしたが、リフト動力設備を覆うドームの改修工事が必要になったため、それに伴い、工期が令和８年までの３年間に延長されるものです。

質疑がありました。令和６年、７年の２年計画が、繰越しで令和８年の３年工事になるのはおかしいのではないかと。２年で工期が終わらない場合は、３年目は新規事業として考えてはと質疑があり、答弁として、１年延長して令和８年の完成を目指すとのことでした。また、質疑として、債務負担行為の２年の計画を３年に変更すればよいのではないかとの質疑に対しては、明快な答弁はありませんでした。

採決の結果、賛成３名、反対２名。賛成多数で委員会として了承しました。

その他は１件です。第１０６回兵庫県畜産共進会についての案内です。

建設課は、協議事項３件です。１、町道歌長高山線法面修繕工事請負契約の締結について、２、令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について、３、令和６年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第２号）については、委員会としていずれも了承しました。

商工観光課は、報告事項９件です。１、地域の人事部導入に係る検討状況について。２、新温泉町運送事業者等支援金事業の進捗状況について。３、第二のふるさと事業の受入れ状況について。４、地域活性化施設の使用期間の更新について。５、まち歩き案内所「松籟庵」活用に係る協定締結について。６、ひょうごユニバーサルな観光地の決定について。７、地域おこし協力隊員の着任について。８、道の駅山陰海岸ジオパーク

浜坂の郷駐車場用地の取得について。９、世界の但馬牛まつりの実施についてであります。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は１件です。令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について。①地域経済循環創造事業の実施については、鹿肉の加工流通事業です。②は新温泉町起業支援事業補助金についてであります。委員会として了承しました。

企画課の報告事項は、地域おこし協力隊員の採用についての１件です。

協議事項は１件です。令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について。要介護認定調査におけるＤＸ化については、現在、申請から認定結果の通知まで時間を要しており、介護サービスの提供が遅れる状況にあります。タブレットを導入してデジタル化を図り、審査結果の通知までの短縮化に努めるものです。委員会として了承しました。

総務課は、報告事項２件です。１、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。２、財政運営に関する基本方針の実績についてであります。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は２件です。１、大庭財産区補助委員の選出について。２は、令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてであります。委員会として了承しました。

議会事務局は、協議事項１件です。令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）については、委員会として了承しました。

閉会中の継続調査を１０件について、議長に申し出することとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田　宜広君）　総務産建常任委員会委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

これで質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が９月１０日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本　静男君）　それでは、民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日は令和６年９月１０日であります。公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、町民安全課、健康課、福祉課、こども教育課、生涯教育課、上下水道課に係る所管事務調査を行いました。

最初に、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりです。報告事項１件。１、公立浜坂病院診療体制の変更について。これは９月３０日付で、総合診療科の鈴木史郎医師が退任され、１０月１日で、神鋼記念病院から藤本康二医師が着任されます。

協議事項１件。１、令和６年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第２号）について。委員会として了承いたしました。

次に、町民安全課、報告事項１件。１、専決処分の報告について。これは、環境センター敷地内での物損事故の件であります。

協議事項１件。１、令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について。委員会として了承いたしました。

健康課、報告事項１件。１、令和６年度新型コロナワクチン接種について。定期接種に関する質疑がありました。接種時期、使用ワクチン等、詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項４件。１、新温泉町国民健康保険条例の一部改正について。２、令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について。３、令和６年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について。４、令和６年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について。いずれも委員会として了承いたしました。

福祉課、協議事項２件。１、令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について。その１つ、新温泉町地域介護拠点整備等事業について、１つ、児童手当制度の拡充について、補足説明がありました。次、２、令和６年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について。いずれも委員会として了承いたしました。

こども教育課、報告事項２件。１、新温泉町立認定こども園管理規則の一部改正について。２、大庭認定こども園耐震補強改修等に関する説明会の概要について。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項２件。１、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。これは内閣府の公布に伴い、必要な保育士の数を、満３歳以上満４歳に満たない児童、おおむね２０人に１人を１５人に１人に、満４歳以上の児童、おおむね３０人に１人を２５人に１人に改正するものであります。２、令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について。いずれも委員会として了承いたしました。

生涯教育課、報告事項４件。１、令和６年度工事等発注状況及び進捗率報告について。２、新温泉町浜坂Ｂ＆Ｇ海洋センタープールの廃止案について。こちらは老朽化のため、今後浜坂北小学校のプールを使用するというものであります。３、加藤文太郎記念図書館開館３０周年記念事業実施概要について。４、令和６年度新温泉町地域おこし協力隊の委嘱について。こちらは９月１日より、二宮俊洋氏が、文化財活用推進担当として生涯教育課文化財室に採用されております。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項１件。１、令和６年度新温泉町一般会計補正予算（第２号）について。委員会として了承いたしました。

次に、上下水道課、協議事項２件。１、令和６年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第１号）について。２、令和６年度新温泉町水道事業会計補正予算（第２号）について。いずれも委員会として了承いたしました。

閉会中の継続調査については、閉会中の継続調査申出書のとおり９件について、議長に申し出ることとしております。

以上で民生教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田　宜広君）　民生教育常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑がありましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

質疑を終わります。

重本委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第２　報告第１１号

○議長（池田　宜広君）　日程第２、報告第１１号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　中井総務課長。

○総務課長（中井　勇人君）　報告第１１号、健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。根拠法令は財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法で、第３条第１項は健全化判断比率、第２２条第１項は資金不足比率、それぞれの規定に基づき報告いたします。説明の都合上、審議資料５ページを御覧ください。

資料上段の現行制度を御覧ください。財政状況を健全、早期健全化、再生と３つの段階に分類しています。このうち、早期健全化が要注意ライン、再生が危険ラインとなります。

次に、めくっていただき、６ページは、５つの指標それぞれの基準に関する資料になります。下の表で、縦に５指標上げていますが、横にそれぞれの段階を表示し、基準となる指標を示しています。例えば実質公債費比率では、２５％を超えれば早期健全化団体となり、３５％を超えると財政再生団体となります。ただ、ここでは健全段階であっ

ても、１８％を超えると地方債の発行手続上、協議・許可が必要となります。また、将来負担比率及び資金不足比率の再生段階は設定されておりません。

７ページは同様の内容ですので、説明は省略いたします。

めくっていただき、８ページにつきましては、それぞれの指標の対象となる会計等の範囲を示すイメージ図になります。５つの比率の対象範囲を矢印で示しています。実質赤字比率は、本町の場合、一般会計と浜坂残土処分場事業会計となり、連結実質赤字比率は全会計、また実質公債費比率は、全会計に加えて一部事務組合等への負担金のうち準元利償還金に当たるものを加えます。将来負担比率では、実質公債費比率の範囲に、さらに第三セクターなどへの負担金等のうち債務負担に係るものを加えます。資金不足比率については、特別会計の中でも地方財政法上の公営企業会計が対象となります。

９ページ以降は、５つの指標の計算式等算出根拠を示しております。説明は省略させていただきます。

審議資料の１ページに戻っていただきまして、令和５年度決算に係る財政健全化判断比率等５指標の積算について概略を説明いたします。

まず、実質赤字比率です。一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率を表しています。対象となる会計は、先ほども言いましたが、一般会計に加え浜坂残土処分場事業特別会計となります。表中（Ａ）、（Ｂ）、（Ｃ）が計算上の分子となり、（Ｄ）が分母となります。（Ａ）、（Ｂ）、（Ｃ）は赤字の種類で、３種類とも発生しておりませんので、ゼロと記載しています。分母となる（Ｄ）の標準財政規模は、町税、普通交付税が主な中身となり、財政健全化法では臨時財政対策債を加えた額となっています。この標準財政規模が、資金不足比率を除く４つの分母、または分母の中心となる数値となります。以上のとおり、分子がゼロですので、実質赤字比率は横バーで、該当なしとなります。

めくっていただき、２ページ、表の左側が連結実質赤字比率です。町全体１０会計の実質収支、資金不足または資金剰余額を記載しています。⑴から⑾まで赤字が発生している会計はありません。下から３行目の（Ａ）欄、連結実質赤字額が計算上の分子となりますが、黒字ですので該当なしとなり、したがいまして、連結実質赤字比率においても横バーで、該当なしとなります。

次に、表の右側の細長い列の資金不足比率です。地方財政法上の企業会計、浜坂温泉配湯事業から七釜温泉配湯事業までの５会計それぞれの事業規模に対する資金不足額の比率ですが、資金不足額は発生していませんので、全て横バーで、該当なしとなります。

次に、３ページの実質公債費比率になりますが、一般会計等が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。この対象は、町の全会計１０会計と一部事務組合等になります。計算上３年間の平均となりますので、令和３年度から令和５年度の数値を記載しています。⑴から⑼が分子、⑽から⒀が分母で、分子のうち⑴から⑹がプラス要因、⑺から⑼がマイナス要因となり、差引き（Ａ）が分子の計となりま

す。次に分母ですが、⑽から⑿が標準財政規模でプラス要因、⒀がマイナス要因ですが、分子と同じ額を差し引きします。結果、分母の数値は、標準税収入額等は増加となったものの、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の減少に伴い、比率は増加傾向です。

以上から、それぞれ単年度の実質公債費比率を算出し、値を小数点以下６位未満四捨五入で求めます。令和５年度単年度では、１１.０３９０９となりました。次に、令和５年度における実質公債費比率は、３か年平均で算出しますが、小数点以下２位未満切捨てとなり、１１.２％となりました。一番下のところになります。昨年度が１１.１％でしたが、３か年平均から除外される令和２年度１０.８％を、今回加わる令和５年度が１１.０％と上回ったことで0.１ポイント増加し、昨年度同様に増加傾向となっています。

めくっていただき、４ページ、将来負担比率です。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。負債が、おおむね１年間の標準的な収入の何年分に当たるかというようなイメージとなり、この指標は、主に公債費残高等に着目したストックの視点での指標です。これに対して、さきに説明しました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率は、単年度の収支、償還金に着目したフローの視点での指標になります。

計算上の分子は、表の⑴から⑻がプラス要因、⑼から⑾がマイナス要因となります。分子の小計が１１億4,９００万円で、⑼充当可能基金現在高、⑽特定の歳入見込額が減少したものの、それ以上に、⑴地方債残高、⑶公営企業債等繰入見込額が減少したため、前年度と比較して大きく減少しました。次に、分母ですが、⑿の標準財政規模がプラス要因、⒀から⒂がマイナス要因で、普通交付税算入分です。小計が５０億7,５４８万9,０００円となり、こちらも前年度と比較して減少しました。結果、分子、分母ともに減少したものの、分子が大きく減少したことで、比率は２２.６％と、前年度と比較して5.６ポイント減少しました。この比率は、実質公債費比率とは異なり、地方債残高の減少等により減少傾向となっています。

それでは、議案書に戻っていただきまして、報告第１１号の裏面を御覧ください。審議資料で説明しました５つの指標について報告いたします。

まず、１、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、発生しておりません。実質公債費比率が１１.２％、将来負担比率が２２.６％と、４指標とも健全段階です。次に、２、資金不足比率ですが、５会計とも発生しておりません。したがいまして、町全体として健全段階となります。

なお、引き続き町債の発行、基金造成など十分配慮するとともに、病院等の経営改善に努めてまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前９時３０分休憩

午前９時３１分再開

○議長（池田　宜広君）　再開いたします。

ここで、監査委員から健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査報告を受けたいと思います。

島田代表監査委員から審査報告をお願いいたします。

島田代表監査委員。

○代表監査委員（島田　信夫君）　それでは、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を御覧いただきたいと思います。

まず、第１の審査の概要でありますが、審査の対象は、令和５年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類でございました。審査の期日につきましては、令和６年８月８日に実施をいたしました。審査の方法でございますが、提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員からの説明を求めて実施をいたしました。

第２の審査結果でありますが、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に記載の健全化判断比率の状況、次のページの２の資金不足比率の状況につきましては、先ほど総務課長から説明がありましたので、省略をさせていただきます。

第３の審査意見でありますが、健全化判断比率の状況は、全ての指標において早期健全化基準未満でありました。今後とも、効率的、効果的な行財政運営を進められ、引き続き、財政基盤の安定化に努められたい。

以上、報告といたします。

○議長（池田　宜広君）　監査委員の報告は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前９時３４分休憩

午前９時３４分再開

○議長（池田　宜広君）　再開いたします。

日程第３　報告第１２号

○議長（池田　宜広君）　日程第３、報告第１２号、専決処分の報告について（専決第５号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　本件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定により行った専決処分について、同条第２項の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾　国治君）　報告第１２号、専決処分の報告について説明をさせていただきます。

まず、審議資料の１１ページを御覧ください。物損事故の概要でございます。

１、事故の概要の日時は、令和６年６月４日火曜日の午前１０時３０分頃です。場所は、新温泉町久谷１１８番地の１の新温泉町環境センター敷地内です。当方職員は、環境センターの自動車運転手です。相手方は、乙野運送株式会社でございます。事故状況は、上記日時、場所において、当方職員が、瓶類を収集した相手方のバッカンをフォークリフトで下ろそうとした際に、バッカンが少し右側へ傾き、傾いた状態のまま持ち上げて、バッカン左側部分を相手方のトラック荷台左側あおりの内側をこすり、傷をつけたものでございます。環境センター職員には、改めて安全確認作業の遵守、緊張感を持っての作業、あせらず時間に余裕を持つなど、安全な作業の励行について周知し、事故発生の予防に取り組んでいるところでございます。

２の事故発生場所は、記載のとおりでございます。

議案に戻っていただきまして、専決第５号でございます。

専決処分日は令和６年８月１９日でございます。１の相手方は、記載のとおりでございます。２の損害賠償の額は、３７万4,０００円でございます。３の和解の内容は、相手方に修理費として３７万4,０００円を支払うこと、本件示談のほか、町、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するという内容でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（池田　宜広君）　説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田　宜広君）　これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第４　議案第６３号

○議長（池田　宜広君）　日程第４、議案第６３号、新温泉町税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　石原税務課長。

○税務課長（石原　通孝君）　それでは、議案第６３号、新温泉町税条例の一部改正について御説明いたします。審議資料の１７ページをお開きください。

令和６年度税制改正に対応するための条例の改正について、令和６年４月１日施行分以外の改正でございます。

１、新温泉町税条例第３４条の７第１項、附則第４条の２。概要は、公益信託に関する法律の改正により、地方税法が改正されました。根拠法令、地方税法、令和６年度改正案が成立。令和６年３月２８日可決、成立、同月３０日公布。施行日、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の１月１日施行です。公益信託に関する法律の施行日についてですが、法附則第１条、この法律は公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとなっております。

続きまして、２番、新温泉町税条例第５６条。概要、私立学校法の改正により、地方税法が改正されました。根拠法令は地方税法、令和６年度改正案が成立。令和６年３月２８日可決、成立、同月３０日公布。施行日は令和７年４月１日でございます。

それでは、条例の改正内容を説明させていただきます。説明の都合上、１８ページの新温泉町税条例の改正の概要を御覧ください。

第３４条の７の第１項、寄附金税額控除の改正でございます。改正の概要ですが、法律改正に合わせて改正しております。第５６条、令和７年４月１日施行、法律改正に合わせて改正。法附則第４条の２、公益法人等に係る町民税課税の特例、規定を削除。単に課税標準の計算（みなし課税）を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除することとするとなっております。

第３４条の７の第１項第１号と第２号と別表１、２についてですが、本来は平成２３年条例改正時に追加しておくべきものでしたが、当時の本町の状況を見ると、適用法人が少なく、条例改正がなされてないものと思いますが、今回地方税法の改正に伴い、第１号、第２号と別表１、２を追加して改正するべきものと考えております。

それでは、条例にお戻りいただきまして、附則でございます。

附則、施行期日。第１条、この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第３４条の７第１項の改正規定、附則第４条の２を削る改正規定及び附則の次に別表として２表を加える改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行する。

町民税に関する経過措置。第２条、所得税法等の一部を改正する法律附則第３条第１項の規定の適用がある場合における改正後の第３４条の７第１項の適用については、同

号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金」とする。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第５　議案第６４号

○議長（池田　宜広君）　日程第５、議案第６４号、新温泉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　朝野健康課長。

○健康課長（朝野　　繁君）　それでは、議案第６４号、新温泉町国民健康保険条例の一部改正について説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料の１９ページを御覧ください。

条例の新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案、下線部分が改正箇所となっております。このたびの改正につきましては、提案理由にございます一部改正法により、国民健康保険法に基づいて条例で規定している罰則の規定の改正が必要となっております。

改正の内容としましては、主には提案理由の一部改正法が本年１２月２日から施行され、同日以後、被保険者証が発行されなくなることに伴う改正でございます。

新旧対照表の第１１条は、まず最初の下線部分は国民健康保険法の項ずれの改正。次に、被保険者証の返還に応じない場合の規定の削除。次に、このたびの改正に合わせまして表現を改正をしております。

第１２条と第１３条も同様に表現の改正でございます。

それでは、議案の条例本文を御覧ください。附則でございます。第１項は、施行期日で、この条例は令和６年１２月２日から施行するものでございます。提案理由の一部改正法の施行期日と同日となっております。第２項は、経過措置を規定をしております。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（池田　宜広君）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第６　議案第６５号

○議長（池田　宜広君）　日程第６、議案第６５号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　本件につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田　博和君）　それでは、議案第６５号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料２２ページを御覧ください。改正の内容の概要について御説明をいたします。本条例で基準を定めております児童数に対する必要な保育士の数の改正を行うもので、満３歳以上満４歳に満たない児童に対しまして、おおむね２０人につき１人をおおむね１５人につき１人に、満４歳以上の児童に対して、おおむね３０人につき１人をおおむね２５人につき１人に改正するものでございます。なお、該当事業としましては、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型、事業所内保育事業・保育所型事業所内保育事業所、事業所内保育事業・小規模型事業所内保育事業になります。本条

例に関しましては、今申し上げました事業のほかに、家庭的保育事業、小規模保育事業Ｃ型、居宅訪問型保育事業がございますが、これらの事業につきましては、今回の改正には影響ない事業となります。また、町内におきまして、本条例に該当する事業は、現在、実施をされておりません。認定こども園におきましても、同様の改正が求められておりまして、新温泉町立認定こども園管理規則の一部改正を行います。

審議資料の２０ページ、２１ページには、新旧対照表をお示ししております。改正部分につきましては、アンダーラインを引いておりますが、今申し上げた内容となっております。

それでは、議案に戻っていただきまして、条例本文を御覧ください。附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

１番、中村茂君。

○議員（１番　中村　　茂君）　１点ですが、本町、町営施設は認定こども園ですが、明星保育園ってあるんですが、これはこれに該当するんでしょうか。この中の該当事業としてはどれになるのかなと、それを教えてください。

○議長（池田　宜広君）　吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田　博和君）　本条例の改正に関しましては、先ほど申し上げました７つの事業ということが本条例で定められている事業になります。町立の認定こども園につきましては、新温泉町立認定こども園管理規則ということで別で定めるということになりますし、明星認定こども園に関しましては、国のほうの基準が適用になるということで、そちらも同様の基準の見直しという形になってまいります。

○議長（池田　宜広君）　そのほかございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第７　議案第６６号

○議長（池田　宜広君）　日程第７、議案第６６号、町道歌長高山線法面修繕工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　本件につきましては、町道歌長高山線法面修繕工事請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　森田建設課長。

○建設課長（森田　忠浩君）　それでは、議案第６６号、町道歌長高山線法面修繕工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

まず、審議資料の２４ページをお開きください。工事の概要でございます。１、事業概要につきましては、歌長地内の町道歌長高山線の法面におきまして以前から幾度となく崩落及び落石が発生し危険な状態であり、安全な道路の通行に支障を来しているため、当該法面を補強・保護する工事を実施し、通行の安全を図ることを目的、理由として行う事業でございます。本町道は高山集落へ通ずる唯一の道路となっておりますので、住民の安全安心のため、また、防災危機管理の観点からも速やかな工事施工が望まれているところでもあります。なお、本事業費の財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用するものでございます。２、主な工事内容といたしましては、鉄筋挿入工、グラウンドアンカー工、吹きつけ法枠工及び枠内植生基材吹きつけ工でございまして、それぞれ記載の数量を当初設計で見込んでおります。３、工事期間は、契約締結日から来年、令和７年３月３１日までといたしております。

次に、２５ページを御覧ください。位置図でございます。図面左下辺りの丸で囲んでいるところが今回の施工箇所で、高山集落の手前、約３００メートル付近に位置する法面でございます。

めくっていただきまして、２６ページを御覧ください。計画平面図でございます。図面中、引き出し線で示している部分が今回の施工範囲でございまして、道路延長といたしましては、約６５メートルになります。施工範囲に向かって左側部分の起点側ブロックには、鉄筋挿入工を、また、右側部分の中央・終点ブロックには、グラウンドアンカー工を施工し、法面全体に吹きつけ法枠工を、さらに、全体の法枠内処理といたしまして植生基材吹きつけ工を併用施工することにより、法面の保護、安定化を図ります。

めくっていただきまして、２７ページをお願いいたします。起点側ブロックの標準断面を示しております。こちらのブロックは想定される滑り面が法面の表面から比較的浅い位置にあるため、鉄筋挿入工を採用し、施工いたします。なお、現道の幅員は４メートル程度しかありませんので、工事期間中、通行止めとならないよう谷側に仮設の車両通行帯、迂回路を設けた上で、通行の安全を確保するため、仮設防護柵も設置し、施工する計画といたしております。

めくっていただきまして、２８ページをお願いいたします。終点側ブロックの標準断

面を示しております。こちらのブロックは想定される滑り面が法面の表面から深い位置にあるため、地山に引っ張りをかけることで崩壊を抑止するグラウンドアンカー工を採用し、施工いたします。

次に、２３ページに戻っていただきまして、入札公表調書を御覧願います。先月８月７日に、町内業者１４社による指名競争入札を執行いたしました。１回目の入札が最終入札となりまして、入札状況といたしましては、２社が辞退、５社が最低制限価格を下回り失格、その他の応札者の中で立道建設株式会社の１億2,６６９万4,０００円が最低入札額となり、これに１０％相当額を加算した金額、１億3,９３６万3,４００円で落札されました。なお、仮契約につきましては、入札日の翌日８月８日に締結済みでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案第６６号をお開きください。１、契約の目的は、町道歌長高山線法面修繕工事、２、契約の方法は指名競争入札、３、契約の金額は１億3,９３６万3,４００円、４、契約の相手方は兵庫県美方郡新温泉町歌長２７０番地、立道建設株式会社代表取締役、立道摩利子氏でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（池田　宜広君）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

８番、河越忠志君。

○議員（８番　河越　忠志君）　工法について少しと、それと、失格についてのことをお聞きしたいと思います。

鉄筋工とグラウンドアンカー工が分けて施工されるようになっています。グラウンドアンカー工については特に問題ないと思うんですけれども、鉄筋工について、これ、１本当たりの引き抜き抵抗っていうのをどの程度見られて安全性が確保できてるのかなと。というのは、実際のこの土砂の土質によって引っ張り抵抗が全く変わってきます。だから、それによって幾ら実際の滑り面からの土砂のボリュームが少ないからといって抵抗できるかどうかなというのが、完全に１点を基準にして、グラウンドアンカー工１点を基準にして、鉄筋工ということになる基準について判断ができてるのかなというのが一応、確認をさせてください。

それとあわせて、今回の工事でもかなり高額な１億2,０００万円というようなレベルでの契約になってくるわけですけども、入札の結果による失格が落札者と４０万円ぐらいしか変わってない。しかも、その間に全てで５社あるっていうことで。私が思うに、非常に失格されてる企業っていうのは、この仕事をするかしないかというのは大きな差があると思うんですね。一定のルールがあると言いながら、このルール自体が果たして町内業者を育成したり努力するという意味の中で適切かどうかということについて、どのようにお考えかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（池田　宜広君）　森田建設課長。

○建設課長（森田　忠浩君）　工法のことでございますけれど、まず。鉄筋挿入工とグラウンドアンカー工ということで、こちらにつきましては、まず、設計を令和３年度からの事業でコンサルに委託いたしまして、長い期間かけてボーリング調査なりで地質の想定される地質図面、そういったものを出していて計算しております。工法につきましてはこのコンサルの設計図書を見ますと、４案ございまして、まず山切り切土、それから河川側の仮設計画と山切り切土、それから鉄筋挿入工プラス法枠工、それからアンカー工、法枠工ということで、４案の提案、仮説を立てて、そこの土質がどうかということも含めての中での考察を行っております。なお、それプラス、あと対策の工法の比較検討、こちらのほうも概算事業費を出して、それぞれ起点側、それから中央側、それから終点側と。ですから、全部で１２案の中でその中の工法を行っておりますので、その中で一番最適と思われる、また、経済的にも安いというところでの比較をしたところでの今回の工法となっております。

　それと、もう１点の後半の御質問につきましては、最低制限価格のことでございますか、すみません。すみません、もう一度。２点目の御質問をもう一度、すみません。

○議員（８番　河越　忠志君）　再度、説明せいということですか。再度、質問せいということですか。

○建設課長（森田　忠浩君）　ちょっともう一度お願いできないでしょうか。最低制限価格。

○議長（池田　宜広君）　８番、河越忠志君。

○議員（８番　河越　忠志君）　今回、失格者５社あって、落札者と失格者の最低価格でも４０万円ぐらいしか変わっていない。１億2,０００万円の工事で４０万円ぐらいしか変わってないっていうことの中で、企業が頑張って応札された中で、４０万円の差で失格にならなければいけない。本町にとっては４０万円安いのがいいかどうかっていうことはあるんですけども、ただ、企業の立場では、その４０万円で制度の得られない工事ができるというふうには考えられないし、この制度自体が適切かどうかについて、担当課としてどのように考えておられるかお聞きできるでしょうか。

○議長（池田　宜広君）　西村副町長。

○副町長（西村　　徹君）　過去に官製談合というふうなことがある中で、第三者委員会での再発防止というふうなところから、報告書の中で、１つの方策としてランダム係数の導入ということが出てきておるところでございますので、最低制限価格へのランダム係数の適用ということは、入札契約制度によるものの中での一つの改善策ということで実施しておりますので、一定の成果を持っているというふうに思うところでございます。

○議長（池田　宜広君）　８番、河越忠志君。

○議員（８番　河越　忠志君）　ランダム係数によって落札者が微妙に変化する、要は枠に入るか入らないかが差があることは、当然、効果はあるわけですけれども、ただ、実際に官製談合云々の防止策、あるいは企業育成、あるいは地域企業の育成等を考えたと

きに、現在の方式自体は簡単にはできることであっても、後半の育成であったり適正化という部分では、まだまだ瑕疵の多い制度であるということを御認識いただき、改善の必要があると思います。

それと、もう一つ、工法についてですけれども、今回の場合2つの工法がメインとなっています。そのぎりぎりのところについて、アンカー工法と鉄筋挿入工ではものすごく抵抗値に差がある。じゃあ、ぎりぎりのところで抵抗値に差があるということは、ぎりぎりのところは過大な補強をする、ぎりぎりのところでは不足してるかもしれない微妙な工法を採用しているっていう可能性があります。つまり、実際の地盤としては連続性のある地盤になっている。ここから急に深かったり浅かったりするわけではない。とすれば、アンカーの工法とは言いながら実際にその微妙な部分、地質の変化についての対応については、無駄な部分がある可能性が非常に大きいと思います。これを発注した中で、実際にこの土砂の深さについて調査ができると思いますので、それについては実際の施工の中で変更をかけるなりして、有効に施工される必要があると思いますので、その辺りについて御認識いただきたいと思います。

○議長（池田　宜広君）　西村副町長。

○副町長（西村　　徹君）　ランダム係数の適用については先ほど言いましたように、一定の成果を見ているということではございますが、引き続きその効果等については、検証というものは、制度の見直しとかそういったことについては、再度していきたいというふうに考えております。

○議長（池田　宜広君）　森田建設課長。

○建設課長（森田　忠浩君）　先ほども説明させていただきましたけれども、3つの側線によってボーリング調査を実施し、その結果に基づいて推定地層という、その断面を推定ですけれどもさせていただいた中で、今回のこの起点側の鉄筋挿入工、それから中央、それから終点側ブロックのアンカー工というほうを採用しておりますが、確かにおっしゃるとおり微妙な、ここからすぱっと地質が変わるということはございませんけれども、そこが安全面、それから経済的なところを比較した中で、どこかで線を区切るということが必要になってまいります。議員の御指摘に対しましては、また業者との協議の中で変更させていただくこともあるかもしれませんけれども、当初設計では、このような形での施工で行っていくつもりでございます。以上です。

○議長（池田　宜広君）　そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決定をいたしました。

―――――――――――――――――――・―――・―――――――――――――――――――

日程第８　議案第６７号

○議長（池田　宜広君）　日程第８、議案第６７号、大庭財産区補助委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　本件につきましては、前補助委員、紫田憲一氏が令和６年７月１９日付で辞任したため、後任の補助委員を選任するものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　中井総務課長。

○総務課長（中井　勇人君）　それでは、議案第６７号、大庭財産区補助委員の選任について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料２９ページを御覧ください。根拠条文としまして、地方自治法と条例の抜粋を記載しています。中ほどの新温泉町大庭財産区管理会設置条例を御覧いただき、第２条第２項で、管理会は財産区管理委員７人をもって組織する。第３項で、委員を補助するため補助委員を置くことでできるとあります。第３条では、委員の選任には、大庭財産区の区域内に３か月以上住所を有する者で、新温泉町の議会の議員の被選挙権を有する者の中から、町長が議会の同意を得て選任する。第２項で、補助委員についても前項と同様とすると規定しております。

それでは、議案第６７号に戻っていただきまして、大庭財産区補助委員として、地元からの推薦により新温泉町高末１６４番地の７、鎌田利量氏について選任同意をお願いするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本件を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。２５分まで。

午前１０時１１分休憩

午前１０時２５分再開

○議長（池田　宜広君）　休憩を閉じて再開いたします。

日程第９　議案第６８号

○議長（池田　宜広君）　日程第９、議案第６８号、新温泉町一般会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　本件につきましては、令和６年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じましたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

１４番、中井次郎君。

○議員（14番　中井　次郎君）　５ページの債務負担行為の変更についてお尋ねをいたします、まず。

どうも委員会資料を見ますと、事業の工程では令和６年から令和８年ということになっております。

○議長（池田　宜広君）　中井次郎議員、マイクをちょっと意識してください。聞き取りにくいです。

○議員（14番　中井　次郎君）　聞こえないですか。はいはい、分かりました。

委員会資料で、事業工程では令和６年から令和８年となっておりますが、ここでは債務負担行為は令和７年度、この限度額が上がったのみであります。このあれは事業費が上がったということですけども、いわゆる債務負担行為がこういう形になってる、本来なら令和８年度ということになるわけですけども、この財源的な措置だとかそういうものについては、どういうことを考えておられるんでしょうか。それをまず聞かせてください。

それから、９ページ、歳出の９ページですね。土地改良費で１８節の負担金でため池整備事業、これはどこのため池を言われてるんでしょうか。

それから、同じく、同じページで林業振興費、１２節の委託料、捕獲個体利活用処理業務、それから処理施設解体残渣運搬等処分業務と、これについてはどういう内容なん

でしょうか。どこに委託をされるんでしょうか。

それから、１０ページ、鳥獣被害集落自立サポート支援業務、これについてお尋ねをいたします、どういう内容なのか。

それから、その下の事業委託料で有害鳥獣捕獲事業、これについてはどこに委託をされてるんでしょうか。

それから、同じく鳥獣被害防止総合対策事業、これの内容についてもお尋ねいたします。

それから、同じあれでページですけども、商工費、商工振興費、１８節補助金ですね。起業支援事業、これは何件、どういう起業をなさるのか、事業を起こすのか、その点をお尋ねいたします。

それから、その下の地域経済循環創造事業、この内容についてもどういう内容の事業をおやりになるのかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（池田　宜広君）　中井総務課長。

○総務課長（中井　勇人君）　債務負担行為の設定の件で御質問いただきました。

担当課の説明との整合性という部分で、現実的な問題として令和８年度までのスケジュールをお示ししているという部分でございます。令和７年度までの完成が困難ということを見据えての資料の提示であったというふうに認識しております。丁寧な説明をするためにという担当課の思いと、財政的な視点で言いますと、あくまで令和７年度の完成を目指し、結果として８年になるというスケジュールだったというふうに思っております。この事業につきましては財源としまして過疎債を充当する予定にしておりますが、令和８年度での予算計上となりますと、令和８年度の過疎債の総枠にも影響が出てくるということがございます。当初予定、６年、７年の２か年事業という中で、令和７年度に過疎債を充当する予定という中で、令和７年度まででいきますと、ほかの地方債、事業全体で考えたときには予算ベースでいきますと、起債の中では合併特例債の活用が令和７年度までは可能という中で、その分、過疎債に充てなくてもいい事業、合特債に充当できる事業もあるわけですけども、令和８年度になりますと合特債が活用もできなくなりますから、全てこれまで合特債を充てていた事業に対しても、有利な財源もう過疎債しかなくなりますから、過疎債を充てざるを得なくなってくるということになりますと、過疎債頼みという中で、枠がどんどん膨れ上がっていく可能性があります。そうはいいましても過疎債も幾らでも使えるというものではございませんので、一定の縛りがある中で、財源の確保という部分では大変厳しくなってくるということがございます。

町としまして一番有利な方法、町にとって何が一番有利かといいますと、令和７年度において充当していく、過疎を充てていくということが一番効果的であろうという判断をしておりますので、その辺り御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　先ほどのリフトの債務負担行為変更の答弁でございま

すが、総務課長からの答弁にありましたように、もともと期限を令和７年度末としておりましたが、今回、事業費が膨らむということで、債務負担行為の変更といったような手続を取ることから、令和７年度末までの工期確保が十分に取れないということが判明したということで、令和８年度にかけての工期の確保を検討したところでございます。

一方で、財源確保という部分で、先ほど総務課長が説明したとおりの内容ではあるんですけども、協議の結果といたしまして、予算措置の予定と債務負担行為の期間の設定を令和７年度のままと据え置きさせていただいて、令和７年度末を工期とする当初契約を基本として、工期内完了できるよう最大限努力して工事を進めたいというふうに考えております。ただ、施工状況により年度内完了が困難な状況にあった場合には、その時点で検討し、明許繰越しも検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

常任委員会での資料でございますが、令和８年度への明許繰越しを見据えた工程の中で、内容をまとめて説明を行っております。若干、先走った説明により誤解を招くことになったことについては、おわびを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

続きまして、土地改良費の補正でございます。９ページの土地改良費の負担金、ため池整備事業でございます。これは春来地区のタチヤ池の整備事業につきまして今年度補完工事、昨年の７号台風で影響のあった部分の補完工事を実施していたわけですが、県道との擦りつけ工事の関係で追加工事が必要になったということで、負担金の増ということで、３３万円追加の補正をお願いしているものでございます。

続きまして、林業振興費の業務委託料の捕獲固体利活用処理業務と処理施設解体残渣運搬等処分業務の補正についてでございますが、塩山地区の鳥獣処理施設の運営業務でございます。前年対比で搬入している個体数がかなり増加したということで、前年対比で５０％、４５％から５０％程度搬入頭数が増えたということで、搬入頭数の増に伴う業務委託料の増ということで、それぞれ追加の補正をお願いをしております。

めくっていただきまして、１０ページの鳥獣被害集落自立サポート支援業務の補正についてでございますが、この業務は今年度１地区、切畑地区を予定しております。鳥獣被害に遭っている集落を集落ぐるみで鳥獣対策をしていただくということで、専門的なアドバイザーに入っていただいて支援する業務でございますが、当初、鳥獣対策ということで、その内容だけでサポート業務を進めていただく予定だったんですが、その鳥獣対策をした農地から生産された農作物、そういったものに付加価値をつけて販売するといったところまでのサポート支援を今回行いたいということで、追加の項目で業務を追加したものによるものでございます。

その次の事業委託料の有害鳥獣捕獲事業でございます。これは、有害鳥獣捕獲班に事業委託しているものでございまして、令和６年度に入りましてから捕獲頭数が約２割から３割増の捕獲頭数を実績として上げていただいておりますので、これに伴い事業費を

増額しているものでございます。

また、補助金の鳥獣被害防止総合対策事業でございます。これは、鳥獣防止対策としてワイヤーメッシュ柵の設置に係る補助金でございますが、国の補助事業と併用して行っております。くじの割当て金額が想定した金額より下回りましたので、その分、町費として補助金を増額しているものでございます。以上でございます。

○議長（池田　宜広君）　福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井　崇弘君）　新温泉町起業支援事業補助金、１０ページについてでございます。この事業につきましては起業の促進ということで、事務所または店舗の開設、設備等の導入、起業に伴う広告宣伝費について、上限５０万円、転入者の場合は上限１００万円の補助、また　家賃補助ということで、1か月当たり3万円を上限に２４か月まで空き家バンク等に登録の空き家等を使って営業した場合の賃借料ということで補助をしております。今年度、既に交付決定をしているものが8件で、その中には、キッチンカーを使った営業、介護タクシー、ジビエの革の小売、卸売、ヨガ、ラーメン屋等々ございまして、こういった中で予算額が７８１万円のところ、既に交付決定額が７１４万円という状況でございまして、商工会のほうに現状の起業の相談件数を確認しましたところ、現状でもさらに3件程度あるという中で、補正での増額をお願いしているものでございます。

それから、その次の地域経済循環創造事業でございます。ちょっと委員会資料に沿ったようなお話になりますけれども、目的としましては鹿による獣害の解決とサステーナブルな地域づくりに向けた鹿肉の加工流通事業でございます。奥八田を拠点に、もともと１００ＤＩＶＥという起業に係るプログラムを実施したところ、提案いただいた内容に沿って奥八田で鹿の狩猟者の協力をいただいて、鹿を集めて食肉化しようという取組でございます。旧奥八田小学校を利用して御営業いただき、事業期間は今年度１０月1日から2月末までということで、施設の整備を行っていただく予定でございます。事業経費は2,６８０万円、融資が1,３４０万円、今回の交付金が1,３４０万円でございます。なお、今回の交付金でございますが、国費が1,００５万円、町費が３３５万円ということで、随伴のルールになっております。町費の5割は特別交付税で措置されるルールでございます。以上でございます。

○議長（池田　宜広君）　１４番、中井次郎君。

○議員（14番　中井　次郎君）　債務負担行為の続きでありますけども、今答弁も聞いてたら、本当にきちっと財源的な裏づけができてるのかなということを少しまだ疑問に思ってるんですけども、令和8年度のいわゆる財源がどうなるのかなというとこら辺、何かさっきの委員会の報告を聞いてましても、ちょっとそこら辺のところがやはり議員の皆さんにも納得は得てないような感じがするわけで、確実にやっぱり予算措置が取られてこういう事業が推進されるというのが本来の在り方ですから、やはりその点、もう一度きちっとした財源が措置されているのかどうなのか、その点について答弁を求めたい

と思います。

それから、もう１件。地域経済循環創造事業、この点については鹿肉を使ったということですから、ジビエということになると思うんですけども、今、塩山でやられている鹿肉やら、最近はないんですけどもイノシシの肉だとか、そういうもんの利活用っていうのをこうやって一つは考えられる問題だと思うんですね。決してそんな遠くに送って、いわゆる運送費をかけて大変な金額をあれするよりも、もしあれだったら今その事業と、この旧奥八田小学校を拠点とする事業と、この塩山の肉処理と、これが一緒になれば何も私は要らん費用も要らないというのが思ってるとこであります。この点について、どのように考えておられるんか。独自に肉をいわゆる処理をしてジビエとしてやっていくと、ただ、それを一体、行く行くはどこでそのジビエが、肉が送られてどういう形になるのか、それとも、この新温泉町でそれを使うような事業になるのか、そこら辺のところをちょっと見通しがどうなのかお尋ねをいたします。

それから、起業支援事業、すごく件数的には多いようですから、今後伸びていくんかなというのがあれなんですけども、この聞くのを忘れたかも分からんのですけども、起業支援事業で何件、要は今回この３５０万円で何件の起業がやられようとしているのか、追加ですね、これは。その点をお尋ねいたします。

○議長（池田　宜広君）　中井総務課長。

○総務課長（中井　勇人君）　財源を確実にするために令和７年度での債務負担行為、このたび限度額を１億3,０００万円に増額をお願いするものです。令和７年度での財源確保、過疎債を充当するために、このたびのこの変更をお願いしているということでございます。

○議長（池田　宜広君）　福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井　崇弘君）　地域経済循環創造事業の鹿のジビエ、奥八田の分でございますけれども、１日に二、三頭という少数の鹿を加工して、より高い単価で売っていきたいというのが今回の事業者のほうが提案しているといいますか、取り組もうとしている内容でございます。獣害の解消には当然、塩山のように多くの数を処理ができるということは、地域の狩猟者の皆さんにとって必要なことでございます。一方で地域の資源でもありますので、高い付加価値を売っていくというふうな取組も必要でございます。今回、先鞭をつけるのがこの奥八田の地域になりますけれども、いい状態の鹿肉を確保しようとすると、狩猟した場所から加工場への距離等のいろんな問題もございます。ほかにもジビエの加工に興味をお持ちの事業者もありますんで、今後このような事業者がペットで量をはかすのとは別に、高い付加価値をつけて地域の資源を活用していただく、そういう事業者が増えてくることでより獣害の防止にも、また、地域の産業の振興にも役立つのではないかというふうに考えております。

それから、起業支援事業でございますが、これまで８件ございました。今後、補正額で５件程度、現状、既に３件相談いただいておりますけれども、新たな相談も見越して、

５件程度の補助を想定をしているところでございます。以上です。

○議員（14番　中井　次郎君）　分かりました。

○議長（池田　宜広君）　そのほか。

６番、森田善幸君。

○議員（６番　森田　善幸君）　８ページ、４款１項２目予防費、１２節委託料の予防接種事業です。説明にはワクチン代の増額というふうなことが書いてありましたが、従来タイプのワクチンとは違うようなものを使うために単価がアップするということでしょうか。ちょっともう少し詳しく教えてください。

それから、事業委託料ということですが、そうすると医療施設、何か所か町内にあって、そこで個別接種ということなんですが、そうすると、そのワクチンはその委託された医療機関がメーカーに払うような形になっているのか。そうすると、ワクチンが何種類かあるように聞いておりますが、その辺の選択もその医療機関で選べることになるのでしょうか、その辺りを教えてください。

それから、１１ページ、９款１項２目非常備消防費、７節報償費ということで、今回も退団者が多く見込まれるということでしょうが、増額補正になっております。既に想定された退団者より多い退団希望者がいるということなんでしょうか、その辺り想定された人数より何人の増加を見込んでいるのかお尋ねします。以上、２点です。

○議長（池田　宜広君）　朝野健康課長。

○健康課長（朝野　　繁君）　まず、予防費の事業委託料、予防接種事業についてでございます。まず、今回の補正の内容でございます。当初予算では、国が標準的な接種費用を7,０００円ということで見込んでおりました。昨年末の時点でそういうものが示されていたということでございます。町では、その半額3,５００円を町で負担すると、事業委託料で負担するという予定に、１件当たりですね、１件当たり3,５００円、町が負担して、自己負担が3,５００円ということを予定をしておったんですけども、国のほうがワクチンメーカーから改めてワクチン代の聞き取りをした結果、8,３００円足りないということが判明したということで、その8,３００円について、このたび増額補正をお願い、１件当たり8,３００円の増額補正をお願いするものであります。あと、国のほうはこのたびの４月から定期接種ということで、予防接種法上の取扱いが変わっているわけですけども、要は高齢者のインフルエンザのワクチン接種等と同じということで、接種される本人の判断に基づいて接種していただくということになります。ですので、町のほうからは一般的な広報ということで、個別の通知等はないわけですけども、高齢者のインフルエンザと同じような接種をしていただくということでございます。その予防接種法上のＢ類疾病の定期接種ということで、それに変わった関係で激変緩和措置ということで、その増額となった8,３００円については、国が助成金を交付するということで、歳入につきましても同額の１件当たり8,３００円の増額補正をお願いしているところでございます。

あと、事業委託料として取り扱う関係でございますけども、このワクチンにつきましては、医療機関のほうで購入していただくということで、これ、インフルエンザのワクチン接種も同様ということでございます。医療機関と町が契約をしまして、そのワクチン代を含めた事業委託料を、自己負担額を除いた部分を医療機関に町からお支払いさせていただくということになっております。以上です。

○議長（池田　宜広君）　村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾　国治君）　非常備消防費の消防団員の退職報償金の関係でございますけども、当初の予定では３３名の団員の退職を見込んでおりましたが、令和６年の３月末の退団者数が４０名ということで、７名の増加になっておりますので、それに係る部分の報償費の増ということになっております。

○議長（池田　宜広君）　６番、森田善幸君。

○議員（６番　森田　善幸君）　ワクチンのことでちょっと返ってない問いがあると思うんですけど、私の聞き逃しだったかもしれませんが、ワクチンは委託された医療機関が直接メーカーから買うのか、それと、そうすると選択、ワクチンの種類の選択は医療機関が判断できるものなのかというのをちょっと教えてください。

というのが、厚労省から今回の秋の接種のワクチンについて発表があって、今までのメッセンジャーＲＮＡのワクチンが2,５２７万回分、それから、これが新しいタイプ、メッセンジャーＲＮＡが細胞内で複製されるレプリコンワクチン、これは日本しかまだ承認されてないというようなワクチンですけど、４２７万回分、それと、従来からあるタイプ、組換えたんぱく質のワクチンが２７０万回分、つまり３種類ですね。それから、メッセンジャーＲＮＡワクチンの一番多い2,５２７万回分はファイザーとかモデルナとか、いろいろなメーカーもやっておりますけど、この辺りの選択はどこがするのか、国からひょっとしたら、あんたんとこはこうだというふうに割り当てるのか、その辺りはどうなっているのか、お尋ねします。

それから、消防のほうは、そうすると、これは前年度末において退団した方が令和６年度に退職金払うということで、今年度に退職する方、人数とは関係ないということでしょうか。

○議長（池田　宜広君）　朝野健康課長。

○健康課長（朝野　　繁君）　ワクチンの種類についてでございます。基本的には医療機関のほうで購入していただくということになりますので、医療機関がどのメーカーのワクチンを使用されるかというのは判断されるということになると思います。いずれにしても医療機関におきましては、３月までの接種でも同じだったんですけども、問診をしていただいて、その方にどうかということも判断された上で接種されますので、そこは医療機関のほうで問診をされて、どういうワクチンを使われるかということも判断されることになるというふうに思っています。以上です。

○議長（池田　宜広君）　村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾　国治君）　議員のおっしゃるとおりであります。

○議長（池田　宜広君）　６番、森田善幸君。

○議員（６番　森田　善幸君）　ワクチンのことですが、そうすると、医療機関によって、多分そんな同じある１つの医療機関が、ある程度のスパンがあるんですけど別のワクチンを、別の種類のワクチン使うっていうのは非常に合理的でないといいますか、慣れとかの問題もありますし、そういうことだったらその医療機関ごとである１種類のワクチンを使うと思うんですけど、その辺りの情報提供とかは町が関与しないんでしょうか。ここの医療機関はファイザーのを使いますとか、そういったことは広報はされないのでしょうか。というのが、私、新しいタイプのレプリコンワクチンというのが非常に、日本しかまだ承認してないということで、十分な治験が行われてないと思って非常に危惧しているんですが、その辺り、もしこういうものを使うところがあったらはっきりと広報すべきと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（池田　宜広君）　朝野健康課長。

○健康課長（朝野　　繁君）　Ｂ類の定期接種ということで、これはインフルエンザも同様ということになってくると思います。町からどの医療機関がどのワクチンを使用されているということは、広報はしない予定になっております。ですので、基本的には先生とよく相談をしていただいて接種していただく、御本人の判断に基づいて接種していただくというのが、Ｂ類の定期接種ということになっております。以上です。

○議長（池田　宜広君）　そのほか。

４番、米田雅代君。

○議員（４番　米田　雅代君）　債務負担行為の変更についてお聞きいたします。

限度額が9,１３０万円から１億3,０００万円に今回変更されております。それで、常任委員会のところで、事業工程のところで令和６年の９月に設計、それで、１０月起工、見積り、入札、仮契約っていうようなスケジュールが上げられております。そもそもこの事業所といいますか、こういう技術を持ってるのは１社しかないというようなお話の中で、債務負担行為を認めたというか、したような経緯があったと思います。

では、今度のこの入札っていうのはどういう形になるのかっていうことと、それと、上がった、変更された理由としてリフト、資材とかそういったものの高騰によりっていうふうになっておりますが、何を基準にして資材が高騰したとか、そういったことを言われてるのかっていうことと、ドームの改修に至っては別にそこの事業所ではなく、ほかのところでも工事ができると思うんですが、これを合わせて考えていったっていうところをお聞かせください。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　リフトの債務負担行為についてでございます。

まず、工程の中で、申し訳ございません、委員会資料の中で事業の工程を表記しておりまして、その中で入札という表記をしておりますが、今回、製作した、今回既存の施

設を工事をした業者に１者随契ということで計画しておりますので、入札という手続は行いません。随意契約ということで、ちょっと表記が正しくないということになります。

また、資材高騰の関係でございますが、当初リフトの在り方検討会を実施した年度に修繕の計画を、１２年間の修繕計画を行いました。そのときに業者のほうから採取しました見積りを基に事業費を計上していたわけなんですが、当時の見積もりされた事業費に対して現場調査をした上で再見積りを取りましたら、資材等の高騰がその後あって、事業費が高騰したといった状況がございました。

また、ドームの設置についてでございます。今回ドームが現場の調査を行った結果かなり老朽化が進んでいて、そのまま使用には耐えられないという判断で、ドームの改修も追加したところでございますが、ドームの構造につきましては、今回、動力装置の改修が主な工事になるわけですが、動力装置についてはリフトの一番下の端部の支柱の上に動力装置、モーター等が載っております。その動力装置を覆う屋根の構造がドームということになるわけですが、１本の柱の上に、全て動力装置であったり、ドームも載っているという構造になりますので、その部分をまた別で、別の業者が行うということは実質できないということになります。

１者随契ということにつきましては、もともと索道施設ということで、鉄道事業法の索道省令に準じまして国土交通省の事業認可が必要な工事になります。申請には索道施設の構造計算を伴った設計だったり製作、施工が要求されることで、既存施設を含めた構造計算が求められるということになりまして、既存施設の製造管理を行っている業者でなければ現実的に不可能ということになります。現実的には、既存施設の製造管理を行っている業者１者での随契しかできないということで、今回、１者随契ということで説明をさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（池田　宜広君）　そのほか。

８番、河越忠志君。

○議員（８番　河越　忠志君）　今の米田議員の質問の中で、ドームの改修について別の業者ができないかということについての答弁については、あまりにも理由づけが希薄過ぎて、私たちは理解ができない人が多分多いと思います。その辺りについて、詳しく御説明いただけますでしょうか。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　先ほども説明申し上げましたが、リフトの既存の支柱の上に動力装置が載って、それをさらにドームの屋根が覆うということで、１本の柱で全てを支えるという構造になっております。もともとそういう構造で認可を、国土交通省の事業認可を取っておりますので、その構造の変更はできないという中で、同じ構造で建てるということになりましたら、その設備を製造、管理を行った業者１者でないと結局、責任が持てない、施工後の施設に対して責任が取れないということになりますので、実質１者の施工でしかできないということになります。

○議長（池田　宜広君）　８番、河越忠志君。

○議員（８番　河越　忠志君）　今の御説明でいくと、柱の部分から全てやり直すという改修になるということで認識したらいいんでしょうか。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　今回の改修工事につきましては、柱については既存の柱をそのまま使います。動力装置の主な改修工事になりますので、動力装置の改修について必要な工事を計画しておりました。その中で、動力装置を覆う屋根の部分も老朽化が進んでいるということで、この部分の改修を追加したところでございます。全て動力装置と屋根、それは既存の１本の柱の上に載っているということで、先ほどの説明をさせていただきました。

○議長（池田　宜広君）　８番、河越忠志君。

○議員（８番　河越　忠志君）　１本というか、足が４本で立っているんですね。違いますでしょうか。

　その上に動力装置が載っかってて、それを覆ってる屋根の部分、同じ形で再生すれば全く荷重も変わらないし、建物の構造としても変わらない。その辺りについて、そこでなければできないということについての理由が私には、ごめんなさい、私には理解できない。すみません、その辺りについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　あくまでも既存の柱には今回の施工では手を加えません。そのまま使います。柱はその上部の重量であったりとか構造に耐え得る構造で計算されておりますので、上部の構造をまた別のものに変えてしまうと、全く構造計算が成り立たないということになりますので、全く同じものを今回改修でドームの屋根をかけ替えるという工事に対して、同じ業者で施工が必要だということになります。

○議長（池田　宜広君）　そのほか。

　４番、米田雅代君。

○議員（４番　米田　雅代君）　私が一番、今回のことで疑問に思うのは、１者しかその技術がないということで進んできた債務負担行為で、それで、あまりにも安易に限度額が引き上げられている、変更されている。じゃあ、これ、ある面、業者からの言いなりなの、それに対して何の反論も、何のあれもうちの行政は持ち合わせてないんですかって、非常にそういう疑問が湧いてきたので、例えば今申し上げたみたいにドームに関しては別にこの業者ではなくっても、ほかの業者でもやれるんじゃないのか、そこからある程度のたたき台、これだけの金額はかかるんじゃないのか、そういったものも出して来れるんじゃないのか、本当に3,２５０万円でしたっけ、3,２５０万円かかるのかどうなのか、そういったところをきちっと精査をされてるのかどうなのか、そういった部分も含めていって、この債務負担行為の限度額が変更されてるんでしょうか。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　今回、主にドームの工事の追加ということで、3,０００万円以上の増額ということになっております。ドームの構造自体といいますか、そもそものリフトの施設が、全国で何社かリフトを製造、施工するメーカーはあるわけなんですけども、それぞれのメーカーによって設計思想であったりとか、そういったものは異なります。各社独自に設計、製作をした部品で構成されております。本件は動力装置のみの改修ということですので、既存の施設といいますのは、そのほかの既存の施設はそのまま流用されて、規格や設計思想の異なるほかの業者が仮に手を加えるということが現実的に難しいということがございます。部品等の流用といいますか、共用はございません。また、部品の破損であったりとか、そういったことがあった場合も他の業者が手をかけてしまうと、その後の責任問題にも発展するということにもなります。3,０００万円以上の金額が膨れることにつきましては、今回そういった特殊な施設というものに値すると思うんですが、構成する部品であったり材料というのがその施設に合ったように全部加工されますので、この施設に合わせて製作され、割高になってしまうという傾向はあるのかなというふうに認識をしております。それぞれの施設を一体的に索道施設として国交省の認可を受けております。経済性を優先して一部を変更するということが難しくなっておりますので、結果として、特殊性という部分で事業費が割高な傾向にあるというふうに理解をしておりますし、今回、設計書をまとめる中で、そういった材料費については割高になるというのは、ある部分はやむを得ないというふうには考えておりますが、その他の労務費であったりとか、そういった一般的な建設工事で公共単価として出回っている部分については、もちろんそういったものが使われるかということは精査行いますし、部品については、そういったことで１者の業者しか製作できないという部分で比較の対象がないというところは現実的にあるわけなんですけども、そのほかの部分で必要以上の経費が積まれてないかというチェックは、発注者のほうで行っていきたいというふうに考えております。

○議長（池田　宜広君）　そのほか。

１５番、小林俊之君。

○議員（15番　小林　俊之君）　今の但馬牧場公園スキーのリフトの件で質問いたします。

委員会委員長の報告には、延びた理由はドームが追加したから延びたというように聞こえましたけれども、それで間違いがないでしょうか。工程表を見る限りでは、ドームがあろうがなかろうが、令和８年にかかるような感じを受けるんですけれども、そこの確認をいたします。

次に、ドーム工事の予算3,２５０万円、これは誰が積算をしたのでしょうか。索道会社の見積りからはじき出した数字なんでしょうか。

それと、今、盛んに議論されていました索道会社の随契でドームを造るのではなくて、指名競争入札によってできないのかな、そのほうが公共の利益になるというように私は思うんですけれども、そのことの検討をもう一度お願いをいたします。

それと、最後に、債務負担行為の件です。これは総務課長にお聞きしましょうか。期間が令和6年から8年になって工程表まで示されています。債務負担行為は令和7年度で動かず。実際この工程表を見ると、支払われるのは8年になりますね。令和7年度ではなくて8年度。そうすると、令和7年度に過疎債と言われましたけれども、歳入を入れて、それを繰り越しするのかなというような感じを受けますけれども、ここに、こういう具合に令和8年って書いてある限りは、補正予算の債務負担行為を令和8年に直すべきではないかと。そうしないと、令和7年に将来を約束する債務負担行為、令和7年に払いますよと言ってるのが実際に令和8年になるというのは、これ、間違いだと。財政措置の関係でそうだと言われるかも分からないですけれども、手続上、間違いだと言わざるを得ないと思いますけれども、いかがですか。以上。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　今回ドームの工事が追加になったことによってということで、事業の工程が延びるというような御説明をさせていただいております。前段の現場調査でドームの部分の老朽化が著しいということで、これに係る改修費の事業費を見積りをいただきまして、全体事業費が不足するということで、今回、債務負担行為の限度額の変更をお願いしたところでございます。ドーム工事の3,２５０万円の経費の積算についてですが、これは索道の事業者、業者ですね、こちらの見積りを基にしております。

また、指名競争入札の可能性についてでございますが、先ほどから御説明申し上げておりますように、今回のリフトの施設につきましては、製造管理を行っている業者に1者随契ということをしないと、国土交通省の事業の認可上、また施設の施工後の責任の所在、そういったものがはっきりしないということになりますので、現実的に1者随契でないと実施ができないというものでございます。以上でございます。

○議長（池田　宜広君）　中井総務課長。

○総務課長（中井　勇人君）　債務負担行為の設定の期間についてでございますが、スケジュールで令和8年度までという資料とのそごがあるのではないかという御意見だと思います。現実的に令和8年になるであろうというところの部分での丁寧な説明というところで令和8年度までのスケジュールをお示ししておりますが、予算的には令和7年度で契約をさせていただき、令和6年度、7年度の2か年で期間を設定した中での契約をさせていただいた後に現実令和7年度の間で完成ができないということになれば、令和7年度の事業費を繰り越す手続をし、実際には令和8年度で支払うことになろうかとは思いますけども、財源の確保という意味では、冒頭の質問のときにもお答えしましたように、令和7年度での過疎債の枠を確保するということが町にとって一番有利な方法ということで対応しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田　宜広君）　１５番、小林俊之君。

○議員（15番　小林　俊之君）　一番最初に、ドームがなかったら令和7年度でできるの

かと、最初からドームの改修をしなくても令和８年度までかかるんじゃないかというように表を見ると感じます。どうも向こう任せの確認の取れてないような、農林水産課としては、そういう感じを受けます。

それと、3,２５０万円の積算根拠も索道会社からの見積りを基にしたと言われますけれども、言いなりと言われても仕方がないじゃないでしょうか。もう少し、随契にするなら随契にするなりの要素があるわけですから、それを調査してすべきだと思います。私は、指名競争入札ができるではなかろうかというように感じています。

それと、最後の期間の問題ですけれども、債務負担行為の。明らかに令和８年にかかるわけですね。それを令和７年度だということにして契約をすると。仕方ないから、間に合わないから令和８年度に延ばすと。もう初めから分かってるじゃないですか。それ分かってるのを歳入、財政上のテクニックといいますか、それでこういう補正をすると。そうすれば、令和７年度にどういう行為をするんですか。歳入は明許繰越しをする、そうすると、債務負担行為は廃止にして新たに令和８年度を組むんですか。今から分かってることをもう少し素直に上程されたらいかがでしょうか。

○議長（池田　宜広君）　中井総務課長。

○総務課長（中井　勇人君）　このたびの期間につきましては、令和７年度ということでお願いしております。その中では、令和６年度、７年度の契約をもってというスケジュールの中での令和７年度の設定をお願いしたいということの中で、仮に令和８年度まで繰り越すということになれば、令和７年度で計上した予算を明許繰越しをお願いするということになります。

令和７年、８年というふうに最初から分けるべきではないかということですけども、冒頭説明いたしましたように、町にとって一番何が有利なのかという部分で、過疎債を活用するという中では令和７年度のほうが充当しやすいという部分も、あくまで財政の視点ということが一番にあってのこういった説明にはなっているわけですけども、担当課の思いはより丁寧にされたという部分と財政の視点という部分の若干の食い違いというのはありましたけども、その辺りではあくまで令和７年度を目標に工事に向かっていくというところで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　ドームの事業費の追加、事業費ですけども、こちらの事業費の積算を索道事業者の見積りに頼ったという部分でございますが、実質１者の事業者しかございませんので、そこから参考見積りをいただくしか手だてがございません。ただ、中身につきましては、公共単価等で精査ができる部分については担当者のほうで中身の確認をして、索道の事業者のほうともそちらの中身の事業費については協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、工期についてでございます。当初契約は今年度契約をさせていただいて、令和７年度までの当初工期ということで設定をさせていただく必要があります。もちろん令

和７年度末を工期とする契約の中で最大限努力して工事が完了するように調整をしてまいりたいというふうに考えております。ただ、施工を進める中で、どうしても工期に収まらないといった場合には、その時点で明許繰越しも含めてまた検討する必要があるというふうに考えているとこでございます。以上です。

○議長（池田　宜広君）　１５番、小林俊之君。

○議員（15番　小林　俊之君）　総務課長は担当課が丁寧な説明をしたというようなニュアンスで言われましたけれども、正しい説明をしたと私は思っていますよ、実際そうなんだから。だけど、それを予算の関係でどうのこうのっていうテクニックにかかっとってどうかなという気はいたします。

最後に、債務負担行為、令和７年度、今調定されてる債務負担行為の令和７年度になってからどういう流れでどうなるんでしょうか。このままでは執行できんわけでしょう。そのことの確認をいたします。

○議長（池田　宜広君）　中井総務課長。

○総務課長（中井　勇人君）　このたびの債務負担行為の補正をお認めしていただきましたら、令和６年度と７年度で予算を１億3,０００万円持つということになりますので、その予算の範囲内で契約をさせていただくということになります。令和７年度の当初予算の時点ではこの１億3,０００万円が義務的経費ということで計上されるということになります。

○議長（池田　宜広君）　そのほか。

５番、岡坂遼太君。

○議員（５番　岡坂　遼太君）　今、続いているリフト改修の件なんですけれども、事業工程の図で材料製作というふうに書かれていて、令和７年の間は工事は一切されないというふうなことで認識したらよろしいでしょうか。

また、この辺り、業者との話の中で、材料製作っていうのはもう基本的にドームに係るものなんでしょうか。お願いします。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　常任委員会での資料の中の工程表では、令和７年度中には工事期間というふうな設定はしておりません。これは、１、２、３月という期間でリフトを稼働する期間でもございますので、できるだけその間にリフトを稼働させて収益を上げていただくという意味で工事期間から除いたという経過もございます。

材料製作でございますが、ドームに係る材料製作もございます。あと、動力装置そのもの、モーター等の製作もございますので、これら全てを含めて材料製作期間ということで設定しております。

○議長（池田　宜広君）　５番、岡坂遼太君。

○議員（５番　岡坂　遼太君）　材料製作期間、これ令和７年の１２月末までとなってて、その後１月から令和８年の夏までは中止みたいなことになってるんですけども、実際業

者のほうは中止というよりは、その間もずっと材料製作をされるんかなというふうな感じにイメージを持つんですけれども、同時並行とかで令和７年度、１２月末までに工事も終わらすみたいな話というのは何か業者とされたりしたんでしょうか。今の債務負担行為の繰越しなどの話の中で、なるべく令和７年度中に終わるようなところで交渉はすべきかと思うんですけれども、そういった話はあったんでしょうか。

○議長（池田　宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原　　憲一君）　ドームを含みます材料製作期間で少なくとも１０か月というような協議の中で、製作期間がかかるということでこういった工期設定をさせていただいております。工事の施工も含めて令和７年度中に収まるかどうかというのは、今後業者のほうとの調整になってくるというふうに思います。先ほど申し上げましたように、リフトの稼働できるときには稼働するということで、１、２、３月は工事期間を入れないようにしておりますが、そういったことで令和８年度までの工期を設定をさせていただいているということでございます。

○議長（池田　宜広君）　そのほか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議あり。異議がございますので、これから起立採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田　宜広君）　賛成多数、１１名であります。よって、本案は、可決をされました。

暫時休憩をいたします。ちょっと休憩して進めてもいいですか。（発言する者あり）

じゃあ、４０分まで。４０分から、次、ちょっと連続で行きたいので。お願いします。

午前１１時２８分休憩

午前１１時３９分再開

○議長（池田　宜広君）　再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第６９号から議案第７５号までの令和６年度特別会計７会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は、会計ごとに行います。

日程第１０　議案第６９号　から　日程第１６　議案第７５号

○議長（池田　宜広君）　日程第１０、議案第６９号、令和６年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第１１、議案第７０号、令和６年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、日程第１２、議案第７１号、令和６年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第１３、議案第７２号、令和６年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第１４、議案第７３号、令和６年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第１号）について、日程第１５、議案第７４号、令和６年度新温泉町水道事業会計補正予算（第２号）について、日程第１６、議案第７５号、令和６年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第２号）についてを一括上程といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　議案第６９号、令和６年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてから議案第７５号、令和６年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第２号）についてまでにつきましては、それぞれ予算に補正の必要が生じましたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田　宜広君）　説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第６９号、令和６年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、質疑をいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第７０号、令和６年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第７１号、令和６年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第７２号、令和６年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第２号）について、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第７３号、令和６年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第１号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をさ

れました。

議案第７４号、令和６年度新温泉町水道事業会計補正予算（第２号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第７５号、令和６年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第２号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩いたします。

午前１１時４６分休憩

午前１１時４６分再開

○議長（池田　宜広君）　再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、認定第１号、令和５年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第１０号、令和５年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの１０議案について一括上程を行います。

日程第１７　認定第１号　から　日程第２６　認定第１０号

○議長（池田　宜広君）　日程第１７、認定第１号、令和５年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第１８、認定第２号、令和５年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１９、認定第３号、令和５年度新温泉

町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２０、認定第４号、令和５年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２１、認定第５号、令和５年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２２、認定第６号、令和５年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２３、認定第７号、令和５年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第２４、認定第８号、令和５年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第２５、認定第９号、令和５年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第２６、認定第１０号、令和５年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村　銀三君）　本件につきましては、地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について御提案申し上げるものであります。御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

認定第２号から第１０号について一括提案を申し上げます。認定第２号、令和５年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第１０号、令和５年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでにつきましては、各会計の決算認定について御提案を申し上げるものであります。御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田　宜広君）　暫時休憩をいたします。

午前１１時５０分休憩

午前１１時５１分再開

○議長（池田　宜広君）　再開いたします。

ここで、監査委員から決算審査報告を受けたいと思います。

島田代表監査委員から、決算審査報告をお願いいたします。

島田代表監査委員。

○代表監査委員（島田　信夫君）　それでは、令和５年度新温泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書をお開きいただきたいと思います。

まず、第１の審査の概要でありますが、審査の対象につきましては一般会計並びに５つの特別会計でございました。

審査期間につきましては、令和６年７月３０日から令和６年８月８日までの期間でございました。

３の審査の手続でありますが、審査に付されました一般会計及び５事業特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況の書類等について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、こ

れらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査、例月出納検査等の結果も参考にしながら審査を行いました。

また、職員の服務状況等について、出勤簿（タイムカード）、出張命令書、復命書等と関係帳簿を突合し、照合も行いました。

なお、監査視点は、以下記載をしております5点について、基準に基づいて行いました。

第2の審査の結果であります。審査に付されました一般会計及び5事業特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況の書類等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、おおむね適正に行われているものと認められました。

なお、一般会計及び特別会計の決算の概要につきましては、次のページから２４ページまで記載しておりますが、後で御清覧いただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、２５ページをお開きいただきたいと思います。第４、審査意見を申し上げます。

人口減少などにより、ますます財政負担が増加することが予想されるため、引き続き、計画性のある健全財政運営に当たられたい。このような状況の下、審査意見として次の事項を申し述べます。

まず第１に、自主財源の確保と債権管理であります。自主財源の確保について、特に税金の徴収については毅然とした町の姿勢が必要である。滞納者情報の共有体制を整え、徴収・債権管理対策を徹底されたい。早急に債権管理条例を制定するとともに、町民に対して税法への理解を促す施策を講じられたい。

２つ目に、入札、契約事務の適正な執行についてであります。競争原理の働かない１者との随意契約については町財務規則の運用である随意契約ガイドラインの徹底に努められたい。

３番目に、時間外勤務の管理についてです。全庁的に恒常的な時間外勤務が散見されました。所属長は業務量を把握し、課内の協力体制を整えるとともに時間外勤務の原因を把握し、職員定数の適正化、組織運営の効率化などにより、時間外勤務の縮減に努力されたい。

４つ目に、職員の人材育成であります。効率的な業務の遂行には、チームプレーが必要であります。職員全体で業務を遂行する意識の醸成、体制整備を強化されたい。職員が生き生きと仕事ができる人事管理、中でも人事異動、研修、福利厚生について充実をされたい。

５つ目に、公有財産の適正管理であります。公共施設等総合管理計画及び個別施設計

画の進捗状況を把握し、遊休施設の活用状況を調査の上、現有施設とともに有効活用を図られたい。また、備品管理については、町財務規則及び町備品取扱要領に基づき適正管理を行われたい。

６つ目に、事業効果・成果の検証であります。補助金交付事業については基本に立ち返り、対象団体の公益性や公共関与の妥当性等、さらに厳密に検討して実施することが必要であります。公金を安易な事業執行や事業消化に終わることがないよう、事務事業の執行に当たられたい。

最後に、７番目に、内部統制の充実であります。出退勤時のタイムカードの打刻、出張命令と復命、休暇届など服務に関して突合により一致しないものが見られました。不適切な事務処理を未然に防ぎ、より質の高い行財政運営を着実に進めるために、文書管理、予算管理、契約事務などを検証し、全庁的視野に立って内部統制の充実を図られたい。以上であります。

続きまして、令和５年度新温泉町公営企業会計決算審査意見を申し上げます。

審査の概要でありますが、記載の４会計が審査の対象でございました。

審査期間は令和６年６月２７日から２８日の間であります。

審査の手続につきましては、審査に付されました各書類については関係法令に準拠して作成されておりました。当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票その他関係証書類、諸帳簿と照合するとともに関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかどうかを検討するため、事業の経営分析も行いました。

審査の結果でありますが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

地方公営企業法第３条の経営の基本原則に沿って、常に企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を推進するため、職員が総力を挙げて業務に取り組んでいるが、今後において、各事業等いずれもますます厳しい財政事情を勘案するとき、中長期的な経済状況を見据えながら業務運営の促進を図り、経営改善に資するようなお一層の努力を要望するものであります。

なお、各会計の決算の概要は２６ページまで記載しておりますが、これも後で御清覧をいただきたいというふうに思います。

それでは、２７ページをお開きいただきたいと思います。審査意見であります。

まず１つ目に、新温泉町浜坂温泉配湯事業についてでありますが、経営戦略を基に、経営効率化・改善に努められたい。見込みのない未収金については、債権放棄等、対策を研究されたい。

次に、新温泉町水道事業であります。経営戦略を基に、計画的な施設整備と経営基盤

の安定を図るため、財源の確保、経営の効率化に引き続き努められたい。水道使用料の未収金については、計画的かつ実効性ある取組を行われたい。経営戦略に基づく中長期の見通し及び精度向上に努めるとともに、早急な水道料金の改定を進められたい。

新温泉町下水道事業であります。施設の改修、整備においては、外部委託を含めた事業の効率化、コスト縮減に努められ、より一層の経営改善に努められたい。未収金については、滞納の解消に向けて、計画的かつ実効性ある取組を行われたい。経営戦略に基づく中長期の見通し及び精度向上に努めるとともに、早急な下水道料金の改定と統一を進められたい。

最後に、新温泉町公立浜坂病院事業であります。医療技術者等の人材確保と人材育成に努められたい。自治体事業としての役割を常に検証しながら、コスト縮減に努められるとともに、より一層の危機意識を持って経営効率化・改善に努められたい。診療所を含めた地域医療の今後の在り方等、抜本的な改革を強く望むものであります。未収金の取組として、債権放棄等債権管理条例制定へ向けた研究を進められたい。

病院に関してですが、公立浜坂病院経営強化プランに沿った改革を継続し、地域における良質な医療を確保されたい。また、備品、医療機器は適正に管理するとともに有効に活用されたい。

介護老人保健施設、居宅介護支援事業についてですが、利用者とその家族のニーズに対応したサービス提供を徹底されたい。入所・通所稼働率の向上及びコスト縮減に努められるとともに、経営改善を図られたい。

以上、監査意見といたします。

○議長（池田　宜広君）　ありがとうございました。

決算審査報告は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後０時０４分休憩

午後０時０４分再開

○議長（池田　宜広君）　再開をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております認定第１号、令和５年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第１０号、令和５年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの１０議案は、決算特別委員会に付託することにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、認定第１号から認定第１０号までの１０議案は、決算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後０時０５分休憩

午後０時０６分再開

○議長（池田　宜広君）　再開いたします。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任でありますが、委員会条例第９条第２項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告を申し上げます。

決算特別委員会委員長に中村茂君、副委員長に森田善幸君が選任をされました。

決算特別委員会は、会期中に御審査を賜りますようお願いをいたします。

○議長（池田　宜広君）　お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田　宜広君）　異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次は９月２７日金曜日午前９時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりをください。長時間お疲れさまでした。

午後０時０７分散会